

審査基準整理票

処分名	男女共同参画センター多目的室の使用料の減免		
根拠法令名	大津市男女共同参画センター条例 (平成17年条例第93号)	(条項) 第5条第2項	
基準法令名	大津市男女共同参画センターの管理運営に関する規則(平成17年規則第32号)	(条項) 第8条	
所管部署	政策調整部 男女共同参画センター		
標準処理期間	3 日	法定処理期間	日
【審査基準】	・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
施設の使用料の減免については、大津市男女共同参画センターの管理運営に関する規則第8条の規定によるものとする。			
参 考 【根拠法令】 大津市男女共同参画センター条例 第5条 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
【基準法令】 大津市男女共同参画センターの管理運営に関する規則 第8条 条例第5条第2項の規定により使用料を減免する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、その減免する額はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 本市又は本市の執行機関の共催に係る行為をする場合 免除 (2) 公用の目的のための行為をする場合 免除 (3) その他所長が必要と認めた場合 その都度所長が定める額の減額			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。